

新	旧
第1 (略) (評定の対象) 第2 評定の対象は、契約金額が<u>400</u>万円以上の建設工事とする。 ただし、次に掲げる(1)から(5)に該当する場合は、評定しないことができる。 (1) 応急仮工事 (2) 崩落土取り除き及び土のう設置のみの応急本工事 (3) 災害協定等に基づき緊急に施行する必要がある工事 (4) 共通仕様書、特記仕様書で規格値の定めのない工事 (5) 維持業務委託契約書の条項(森林整備請負契約書の条項を含む。)に基づく業務 第3～第13 (略)	第1 (略) (評定の対象) 第2 評定の対象は、契約金額が250万円以上の建設工事とする。 ただし、次に掲げる(1)から(5)に該当する場合は、評定しないことができる。 (1) 応急仮工事 (2) 崩落土取り除き及び土のう設置のみの応急本工事 (3) 災害協定等に基づき緊急に施行する必要がある工事 (4) 共通仕様書、特記仕様書で規格値の定めのない工事 (5) 維持業務委託契約書の条項(森林整備請負契約書の条項を含む。)に基づく業務 第3～第13 (略)

新	旧
工事成績採点表（営繕工事） ・評 定 者：検査員 ・考査項目：3. 出来形及び出来ばえ ・細 別：Ⅲ. 出来ばえ（工種：電気設備工事・受変電設備工事・通信設備工事） ・評価項目： 1) <u>きめ細やかな施工がなされている。</u>	工事成績採点表（営繕工事） ・評 定 者：検査員 ・考査項目：3. 出来形及び出来ばえ ・細 別：Ⅲ. 出来ばえ（工種：電気設備工事・受変電設備工事・通信設備工事） ・評価項目： 1) きめ細やかな施工がなされ、取り合いの納まりや端部まで仕上がりが良い。